

事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 当法人の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

「公益財団法人大塚敏美育英奨学財団」は、「日本国内の大学及び大学院に在学する有能な外国人留学生に対しての奨学援護を行い、もってわが国と世界の国々との国際親善と国際理解を担う有能な人材を育成することにより、わが国と世界の国々との学術、文化、教育の相互発展及び友好の発展に寄与する」ことを目的としています。

令和7年度決算を迎え、当該事業年度における当財団の事業活動について、ご報告申し上げます。

令和7年度の奨学事業につきましては、47カ国・地域、89大学から合計451人の外国人留学生の応募がありました。書類選考、選考委員会による審議及び面接試験の3度にわたる厳正な審査の結果、中国、インドネシア、バングラデシュ、インド、台湾、ウクライナ、ベトナム、韓国、モンゴル、パキスタン、ミャンマー、エジプト、カザフスタン、メキシコ、ガーナ、スリランカ、タイ、フィリピン、イラン、ネパール、フランス、マラウイ、マレーシア、アフガニスタン、イタリア、ウズベキスタン、オーストラリア、ケニア、コモロ、スウェーデン、スーダン、スペイン/コスタリカ、デンマーク、パレスチナ、ベラルーシ、ヨルダンの36カ国・地域、59大学から186人（直接応募77人、大学推薦109人）の奨学生を採用し（うち1人は自己都合により認定式後、辞退）奨学金を給付しました。また、緊急支援枠として、継続して支援しているウクライナからの避難学生6人及び新規でアフガニスタンからの学生1人を支援しました（上記186人に含む）。

令和7年7月26日、兵庫県立淡路夢舞台国際会議場に於いて、「奨学生認定式」を挙行し、奨学生全員が参加しました。まず、財団の歩みを記録した設立10周年記念映像を視聴し、設立者の想いや財団の趣旨がどのように受け継がれていくかを学びました。式典には、理事、監事、評議員及び選考委員が出席し、採用された186名の奨学生に、代表理事より手渡しで奨学生認定証が授与され、継続3年目の奨学生が代表として謝辞を述べました。懇親会では民族衣装ショーや母国の楽器演奏、ダンスの披露を通して交流を深め、出席した理事、監事、評議員及び選考委員が奨学生を激励し、意見交換を行いました。

令和7年11月に奨学生から提出された「生活状況報告書」には、学術面や社会貢献での成果の報告と共に、日本や当財団への感謝の言葉が多く寄せられました。更に、奨学事業拡大の一環として研究や国際理解に役立つ書籍等を購入するための図書費を給付し、対象者全員が学んだことについて読書レポートを提出しました。

さらに、奨学生交流会を令和8年1月15日から2泊3日で新潟県にて開催し、33カ国・地域、129人が参加しました。しろね大風呂と歴史の館では、300年の歴史を誇る大風呂合戦を通して、風呂づくりの技術や次世代への継承に触れました。能楽師を迎えての能楽体験では、能の鑑賞に加え、謡や楽器、舞台でのすり足や仕舞の稽古を通じて、所作に込められた精神性を体感し、日本の伝統芸能への理解を深めました。村上市での市民の手による町おこしに関する講演では、今あるものを活かして地域の文化的価値を高める発想

と実行力の重要性を認識しました。また、燕市産業史料館および山崎金属工業では、職人の技が光る高度なものづくり技術と産業発展の歴史を学び、チタンスプーンの酸化発色体験で金属加工の面白さを実感しました。十日町市博物館では火焰型土器に代表される縄文文化、雪国の自然の厳しさとそこから得られる恵みなど、先人の知恵と工夫について研究者に話を伺いました。

最終日には交流会での体験を振り返るためのグループディスカッション及びプレゼンテーションを行い、新しく得た学びを共有しました。

(2) 役員会等に関する事項

① 理事会

令和7年度第1回

令和7年4月3日 (決議の省略)

(決議事項) 2025年度大学推薦 奨学生選考結果承認の件

上記提案を可決する旨の決議があったものとみなされました。

令和7年度第2回

令和7年5月17日

(決議事項) 1. 令和6年度計算書類等承認の件

2. 事業報告等に係る提出書類承認の件

3. 令和7年度定時評議員会の招集の決定の件

会議の結果、上記議案につき承認可決されました。

(報告事項) 代表理事の職務の執行の状況について

令和7年度第3回

令和7年7月16日 (決議の省略)

(決議事項) 2025年度直接応募 奨学生選考結果承認の件

上記提案を可決する旨の決議があったものとみなされました。

令和7年度第4回

令和7年9月25日 (決議の省略)

(決議事項) 2026年度推薦依頼大学 承認の件

上記提案を可決する旨の決議があったものとみなされました。

令和7年度第5回

令和7年11月14日 (決議の省略)

(決議事項) 選考基準制定の件

上記提案を可決する旨の決議があったものとみなされました。

令和7年度第6回

令和8年3月14日

- (決議事項) 1. 選考委員(直接応募)5名選任の件
2. 2026年度大学推薦 奨学生選考結果承認の件
3. 公益充実資金取扱規程承認の件
4. 令和8年度事業計画及び収支予算等承認の件
5. 大塚ホールディングス株式会社
第18期定時株主総会における議決権行使の件
6. アース製薬株式会社
第102期定時株主総会における議決権行使の件
会議の結果、上記議案につき承認可決されました。

(報告事項) 代表理事の職務の執行の状況について

② 評議員会

令和7年度定時 (Web 会議システム併用)

令和7年6月7日

- (決議事項) 1. 令和6年度計算書類及び財産目録承認の件
2. 当該議事録署名人1名選任の件

会議の結果、上記議案につき承認可決されました。

(報告事項) 令和6年度事業報告

(3) 保有している株式の概要

㊦ 営利企業名	大塚ホールディングス(株)	アース製薬(株)
㊧ 保有する株式数	418万株	1万株
㊨ 当該営利企業の総株式数に占める割合	0.76%	0.04%
㊩ 当該株式入手日	平成19年3月6日	平成19年3月6日
㊪ 議決権の行使	令和7年度第6回理事会で決議の上、議決権を行使	令和7年度第6回理事会で決議の上、議決権を行使
㊫ 当該法人と当該営利企業との関係	当該法人の代表理事が当該営利企業の代表者を兼務	該当なし

(4) 運営体制の充実を図るための取組

当法人は、公益目的事業を適正かつ効果的に実施するため、法令及び定款に基づき、ガバナンス体制の整備及びその実効性の確保に努めている。

理事会は、理事の過半数を外部理事で構成し、独立性及び客観性を確保している。また、理事には、当法人の公益目的である奨学事業分野に関する知識及び経験を有する者が複数含まれており、専門性を踏まえた意思決定が行われる体制としている。

監事2名はいずれも外部監事であり、公認会計士・税理士及び弁護士を選任すること

で、業務執行及び会計全般について専門的かつ独立した立場から監査を行っている。これにより、決算及び財務報告の適正性並びに法人運営の透明性を確保している。

加えて、公益法人制度及び法人ガバナンスに精通した外部専門家（公認会計士・税理士）と顧問契約を締結し、会計面を含む組織運営全般について、必要に応じて助言を得る体制を整備することで、法人運営の信頼性の向上を図っている。

ガバナンスの実効性向上を目的として、理事、監事及び事務局間で法人の活動方針や事業内容に関する情報共有を行い、理事会において活発な議論がなされるよう努めている。

また、各種規程を整備・遵守するとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報の適切な管理を行っている。

2 事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成いたしません。